

# D&O(役員賠償責任)保険・雇用関連賠償責任補償【法人版】 (マネパケプランのオプション) 団体制度のご案内

被保険者(貴法人の役員)が法人の役員としての業務につき行った行為(不作為を含みます。)に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害に対して保険金を支払います。

※貴法人に対する損害賠償請求等は、本保険の補償対象となりません。

ただし、マネパケプランの新オプションでは、貴法人に対する損害賠償請求も対象となります。

ガバナンスを巡る取組みは、近年大きく加速しています。一般社団・財団法人法(※)が施行されて以降、一般企業の役員と同様、社団法人の役員の業務遂行に関する損害賠償リスクが高まるとともに、会社以外の法人に対してもガバナンスの強化が求められております。

日本でも約30年前から、役員個人が業務上の賠償責任を追及され、高額な賠償金を請求されるケースが増えてきました。個人で高額な賠償金を負担するだけの資力が無い場合、賠償リスクを恐れて役員への就任を固辞されるなど、経営にも影響が生じかねません。法人がD&O保険に加入することで、個人も安心して役員に就任でき、法人も役員を業務に専念させることができます。

D&O保険は役員個人の賠償資力を補うためのものであり、役員個人を対象とした保険です。

(※)一般社団法人及び一般財団法人に関する法律

保険期間

2026年4月1日午後4時～2027年4月1日午後4時

ご加入について

理事会決議等のスケジュールに合わせ、募集締切日は設定しておりません。  
次ページの「ご加入方法について」のご案内に従いお手続きください。

引受保険会社：東京海上日動火災保険株式会社

担当課：公務第一部公務第二課 TEL 03-3515-4124

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

取扱代理店(お問い合わせ先)：株式会社 全福サービス

〒101-0041 東京都千代田区神田須田町 1-4-8

NCO 神田須田町 5F

TEL 03-3252-2012

FAX 03-3258-8878

この保険は東京海上日動を幹事会社とする、あいおいニッセイ同和損害との共同保険です。

# D&O(役員賠償責任)保険の概要

本保険制度は、従来型とマネジメントパッケージプラン(以下、「マネパケ」という。)の2つのプランをご用意しております。ご希望の補償内容に合わせてお選びください。

この保険における「役員」とは、次の方をいいます。

- ①「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」に規定する理事及び監事(会計監査人を含みません。)
  - ②管理職従業員(法人の理事会決議により「重要な使用人」として認定された方をいい、事務局長を含みます。)
- (注1)②の方については従来型では、自動付帯の特約条項により「役員」とみなし、マネパケでは、基本補償で個人被保険者に該当します。
- (注2)初年度契約の保険期間の初日以降に退任した役員及びこの保険契約の保険期間中に新たに選任された役員を含みます。

## (公社)全国シルバー人材センター事業協会

### 保険契約者

この保険は、(公社)全国シルバー人材センター事業協会をご契約者とし、(公社)全国シルバー人材センター事業協会会員を記名法人とするD&O保険および雇用関連賠償責任保険の団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は、ご契約者である(公社)全国シルバー人材センター事業協会が有します。

### ご加入者 (記名法人)

#### 社団法人格または財団法人格を有する

#### (公社)全国シルバー人材センター事業協会会員の皆様

(公社)全国シルバー人材センター事業協会会員以外の方は、この保険に加入することができませんのでご注意ください。

被 保 險 者	従来型	記名法人の全ての役員
		(注3)貴法人自身が被保険者となることはできません。貴法人に対する損害賠償請求等は、本保険の補償対象となりません。
		(注4)最初にご契約いただいた保険契約の保険期間の始期日以降に退任した役員を含みます。
		<b>(1)個人被保険者</b> (注5) (注6) (注7) ①記名法人の役員(一般社団・財団法人上の理事、監事) ②記名法人の管理職従業員 (注8) (注8)事務局長を含みます。「事務局長」は一般に法令で定められた役職ではありませんが、「管理職従業員として事務局長が該当する」ケースが多いため、本制度上「管理職従業員」に含まれると整理しております。 ③記名法人の社外派遣役員 (注9) (注9)法人の要請または指示に基づき、法人外において役員の地位にある個人をいいます(米国上場企業、金融業を営む社外法人へ派遣される者を除きます。)。なお、このご案内における6ページ「役員に関する補償」および「法人補償に関する補償」に規定する損害についてのみ、個人被保険者とします。 (注5)上記の地位に基づいて遂行する法人(上記③の場合は、社外法人)の職務または業務に関する限りにおいて、個人被保険者とします。 (注6)個人被保険者が死亡した場合はその者とその相続人または相続財産法人を、役員が破産した場合はその者とその破産管財人を同一の個人被保険者とみなします。 (注7)個人被保険者には、保険証券記載の遅延日以降に上記①～③の地位を退任または退職した者およびこの保険契約の保険期間中に上記①～③の地位に新たに就任した者を含みます。
マネパケ	(2)法人被保険者 記名法人	(注10)貴法人に対する損害賠償請求等は、本保険の補償対象となりません。6ページ「法人補償に関する補償」によって法人が被る損害、7ページ「法人費用」、「その他の補償」に関して法人が負担した費用について、被保険者となります。
	オプション部分 雇用関連賠償責任保険	(1)記名被保険者(記名法人のことです) (2)記名被保険者の使用人 (注11) (3)記名被保険者の理事、その他法人の業務を執行する機関 (注11) (注11)既に退職・退任した方を含みます。ただし、初年度契約の始期日より前に退職・退任した方は含みません。

## ご加入方法

### 加入依頼書提出先

### 株式会社 全福サービス

添付の「加入依頼書」に必要事項をご記入・ご捺印の上、取扱代理店:全福サービスまでご送付またはFAX いただくな、全福サービスホームページよりお手続きください。「ご質問書 兼 告知事項申告書」が必要です。

保険料を別紙記載の振込先へお振込みください。

募集締切日は設定しておりません。理事会決議等のスケジュールに合わせ、以下のご案内に従いお手続きください。手続き完了日によって補償開始日、加入者票発行日が異なります。

手続き完了※	補償開始	加入者票発行
3月16日(月)まで	4月1日午後4時	4月中
3月31日(火)まで		5月初旬
4月1日以降 (2027年2月19日(金)まで)	申込日、保険料着金日の遅い方の 翌日午前0時	加入月の翌月中旬

※手続き完了とは:記載不備のない加入依頼書が全福サービスに到着し、かつ保険料全額が指定口座に着金していることを言います。

# 保険料・支払限度額

保険料は各シルバー人材センターの直近の国庫補助金のランク別に定額保険料を設定します。

※ C ランクは新規国庫補助団体、国庫補助対象外団体、都道府県連合会の各社団法人を含みます。

※ オプションのみのお申込みはできません。オプションの中途付帯は可能です。

## 〈従来型プラン〉

タイプ	保険期間中 総支払限度額	年間保険料		
		国庫補助ランクA	国庫補助ランクB	国庫補助ランクC
J 1	1億円	205,000円	100,000円	50,000円
J 2	5千万円	141,000円	68,000円	32,000円
J 3	3千万円	116,000円	53,000円	27,000円
J 4	1千万円	61,000円	29,000円	14,000円
オプション(任意付帯)： 雇用関連賠償責任追加担保特約		7,000円	5,000円	3,000円

【保険料例】 「国庫補助ランクA」のセンターが「J1」および「オプション」にお申込みの場合。

例) 205,000円 + 7,000円 = 総額保険料 : 212,000円

### 雇用関連賠償責任追加担保特約(オプション※)

シルバー人材センター職員等に対する労働条件についての差別的・不利益な取扱いや、パワハラ・セクハラ・マタハラ等の侵害行為により発生した事故(精神的苦痛(それに起因する身体の障害を含みます。)、口頭・文書による誹謗・中傷・他人のプライバシー侵害)について役員が損害賠償を請求された場合を補償対象とします。(基本補償では免責)オプション特約の補償額は、上表タイプ毎の「保険期間中総支払限度額」と共有されます。

※マネパケプランでは標準補償となります。

## 〈マネパケプラン〉

マネジメントパッケージプランに加え、労働者等の精神的苦痛や雇用契約上の権利侵害等について、事業主(法人)が負担する法律上の損害賠償金および争訟費用等を補償する雇用関連賠償責任補償【法人版】を2025年度制度より新設しました!

(注) 役員等個人が負担する場合はマネパケで補償されています。

タイプ	保険期間中 総支払限度額	国庫補助ランクA	国庫補助ランクB	国庫補助ランクC	
M 1	1億円	216,000円	109,000円	57,000円	
M 2	5千万円	151,000円	76,000円	38,000円	
M 3	3千万円	125,000円	60,000円	32,000円	
M 4	1千万円	69,000円	35,000円	18,000円	
オプション (任意付帯): 雇用関連賠償 責任補償 【法人版】※2	K I K II	2千万円 ※1 1千万円 ※1	98,000円 91,000円	76,000円 70,000円	30,000円 28,000円

【保険料例】 「国庫補助ランクC」のセンターが「M 1」およびオプション「K II」にお申込みの場合。

例) 57,000円 + 28,000円 = 総額保険料 : 85,000円

※1:1名・1請求・保険期間中の支払限度額となります。事故対応費用の支払限度額は両プラン共に1千万円です。(1事故・保険期間中の支払い限度額となります。  
基本補償の外枠で適用されます。)

※2「雇用関連賠償責任補償【法人版】」は、施設賠償責任保険に雇用関連賠償責任担保特約条項を付したもの(雇用関連賠償責任保険)のペットネームです。

### 雇用関連賠償責任補償【法人版】(オプション※)

パワハラ・セクハラ・マタハラ・不当解雇といった侵害行為による、労働者等の精神的苦痛や雇用契約上の権利侵害等について、マネパケの標準補償の役員等に加え、法人が負担する法律上の損害賠償金および争訟費用等を補償します※。補償内容の詳細は、P.12をご確認ください。

※パワハラ・セクハラ・マタハラについては、ハラスメントを行った本人が負担する賠償金や争訟費用等は補償対象外です。

事業主や役員等が管理責任を負担することによって被る損害が補償対象となります。

# マネパケプランのご説明

「D&O マネジメントパッケージ」は、従来の D&O 保険の上位商品として、役員の皆様が安心して経営に専念していくための補償を包括的にご提供いたします。

役員責任に関する補償に加え、法人が負担する各種費用等も含めて包括的に補償することができます。

- ・社員代表訴訟・第三者訴訟に加え、「法人訴訟(法人から役員への賠償請求)」も補償します。
- ・ハラスメント・不当解雇のほか、過労死・過労自殺により、従業員から役員個人に訴訟が提起された場合にも、役員が負担する損害賠償金・争訟費用を補償します。
- ・社外役員(社外理事・社外監事)と役員のご家族(相続人)に対しては、追加支払限度額を標準補償します。
- ・個人が負担する費用の拡充に加え、法人が負担する費用(第三者委員会設置費用や法人内調査費用等)も幅広く補償します。

## 【特長①】費用の補償が充実！(役員費用＆法人費用)

「法人内調査費用」「改善報告書等作成費用」などの法人が負担する費用のほか、国外において役員個人に生じる各種対応費用(刑事手続対応費用等)を対象に加えます。また、従来は補償されなかった「第三者委員会設置・活動費用」などの各種費用(\*1)も、標準補償します。

## 【特長②】法人から役員への賠償請求(法人訴訟)も対象！

社員代表訴訟・第三者訴訟に加え、法人訴訟も標準補償します。社員からの提訴請求がなくても、法人から役員への訴訟を補償します。

## 【特長③】社外役員も手厚くお守りします！

社外理事・社外監事に対して、追加支払限度額(\*1)を標準補償します。

## 【特長④】ご家族(相続人)も手厚くお守りします！

役員の相続人に対して、追加支払限度額(\*1)を標準補償します。

## 【特長⑤】役員退任後の補償も安心！

退任後に補償が継続されなかった場合にも、自動的に保険期間を10年間延長してご提供します(従来商品では補償が継続されている場合に限り、退任後も補償されます)。

### ◆保険期間延長(ランオフカバー)の特則◆

この保険契約が更新されず、かつ、その全部または一部について同一の損害を補償する他の保険契約または共済契約が締結されない場合は、

①保険期間末日から90日間の延長期間が適用されます。

②退任役員(初年度契約の保険期間の初日以降この保険契約の保険期間の末日以前に退任した役員であって、その後いかなる記名法人においても役員としての地位に就いていない者)については、保険期間末日から10年間の延長期間が適用(\*)されます。

ただし、①②いずれも保険期間の末日までに行われた行為に起因する損害に限ります。

(\*)記名法人の第三者との合併、第三者への全資産の譲渡または第三者による法人の議決権の過半数の取得によって役員としての地位を退任した場合等には適用されません。

## 【特長⑥】ハラスメント・不当解雇のほか、過労死・過労自殺も補償対象！

雇用関連トラブルについて、従業員から役員個人が賠償請求を受けた場合も補償します。

\*ハラスメント等が発生したことについて、役員個人が監督責任等を問われて賠償請求を受けるリスクを補償します。  
役員個人がハラスメント等の侵害行為を行い、その本人が賠償請求を受けた場合は、補償対象外です。

(\*1)各種費用・追加支払限度額については、5ページ「従来型プランとマネパケプランの比較表」に記載の「第三者委員会設置・活動費用」、「法人内調査費用」、「社外理事・社外監事への上乗せ支払」、「相続人への上乗せ支払」備考欄をご確認ください。

# 従来型プランとマネパケプランの比較表

項目		従来型	マネパケ	備考
補償項目	第三者訴訟・社員代表訴訟	○	○	
	法人訴訟	×	○	
被保険者の範囲	理事、監事	○	○	
保険金の種類	損害賠償金・争訟費用	○	○	共通：争訟費用の前払請求規定あり
	争訟費用以外の各種費用	○	○	
	法人補償	×	○	法人補償でお支払いする各種費用に関しては、7ページ「ご提供する補償の種類」の「法人費用」をご確認ください。
補償の可否	保険初年度開始前の行為	○	○	共通：遡及日以降の行為は対象
	損害賠償請求のおそれ、提訴請求の段階での保険金請求	○	○	
	役員個人への対人・対物事故での損害賠償請求	×	○	マネパケ：争訟費用のみ補償
	役員個人への雇用関連損害賠償請求	△	○	従来型：雇用関連賠償責任追加担保特約にて補償 マネパケ：通常補償で過労死も対象に含む
	法人への雇用関連損害賠償請求	×	△	マネパケ：オプションで補償
	情報開示(ディスクロージャー)の誤りに関する損害賠償請求	×	○	
	被保険者間訴訟	×	△	マネパケ：親族間での損害賠償請求は補償対象外
	知的財産権侵害に関する損害賠償請求(被保険者の責任のみ)	○	○	
	第三者委員会設置・活動費用	×	○	マネパケ：M1 5,000万円限度、M2 5,000万円限度、M3 3,000万円限度、M4 1,000万円限度
	法人内調査費用	×	○	マネパケ：M1 1,000万円限度、M2 1,000万円限度、M3 1,000万円限度、M4 1,000万円限度
	社外理事・社外監事への上乗せ支払	×	○	マネパケ：(1名・期間中につき) M1 1億円限度、M2 5,000万円限度、M3 3,000万円限度、M4 1,000万円限度
	相続人への上乗せ支払	×	○	マネパケ：(1名・期間中につき) M1 1億円限度、M2 5,000万円限度、M3 3,000万円限度、M4 1,000万円限度
	役員退任後の補償	×	○	マネパケ：保険期間10年自動延長
その他	弁護士ネットワークの活用	事故時に適当な弁護士の選定に困る可能性があります。有責と判断できる保険事故が発生した場合には、引受保険会社の弁護士ネットワークを活用することも可能です。弁護士の着手金等、役員が負担すべき費用は、マネパケプランの費用補償でお支払いができます。 なお、社員代表訴訟は、原告=社員(法人の代理)、被告=役員という構図となります。法人の顧問弁護士は、原告の顧問弁護士となりますので、被告である役員が起用すると「利益相反」に該当し、禁止されています(弁護士職務規程28条2項)。被告役員個人としては、法人の費用援助を受けられないだけでなく、法人が普段から関係を維持している弁護士も起用できません。		

※「従来型」と「マネパケ」はいずれも東京海上日動の商品であり、本比較表は当社比で作成したものです。

※この比較表示には保険商品内容の全てが記載されているわけではありませんので、あくまで参考情報としてご利用ください。また、必ず、「契約概要」やパンフレット等で保険商品全般についてご確認ください。

# ご提供する補償の種類

従来型プラン

被保険者が法人の役員としての業務につき行った行為(不作為を含みます。以下「行為」といいます。)に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害に対して、保険金をお支払いします。

保険金をお支払いするのは、損害賠償請求の原因となった行為またはその行為に関連する他の行為が遡及日以降に行われている場合に限ります。

この保険では、被保険者が負担する次の賠償金または費用に対して保険金をお支払いします。

※損害賠償責任の承認または争訟費用のお支払いにあたっては、引受保険会社の事前の同意が必要ですのでご注意ください。

## ① 法律上の損害賠償金

法律上の損害賠償責任が発生した場合において、被保険者が支払責任を負う損害賠償金。

ただし、税金、罰金、料金、過料、課徴金、懲罰的損害賠償金、倍額賠償金等の加重された部分や、被保険者と他人との間の約定によって加重された損害賠償金は含みません。

## ② 争訟費用

被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟や仲裁等の争訟によって生じた費用(被保険者または法人の従業員の報酬、賞与または給与等を除きます。)のうち、引受保険会社が妥当かつ必要と認めた費用

## ③ 訴訟対応費用担保特約条項

役員に対して日本国内で訴訟が提起された場合等にその対応を要する費用のうち、主契約では対象外であった費用(文書提出命令や当事者照会に対応するための費用等で役員が負担するもの)を補償する特約条項です。

## ④ 初期対応費用担保特約条項

損害賠償請求が実際になされていないくとも、取引先が役員を訴える旨の記者会見を行う等、保険期間中に損害賠償請求がなされるおそれがある状況が発生した場合に、役員が負担する弁護士への相談費用等を補償する特約条項です。

### ●保険金のお支払い方法

被保険者(役員)ごとに、①②③④の合計額に対して保険金をお支払いします。ただし、すべての被保険者に対してお支払いする保険金の額を合計して、ご加入された保険期間中の総支払限度額が限度となります。

マネパケプラン

補償項目	補償の概要 (保険期間中に「対象事由(下線部)」が発生した場合に限り、保険金をお支払いします。)	保険期間中 支払限度額
役員に関する補償 役員費用	① 法律上の損害賠償金 個人被保険者が行った行為(不作為を含みます。)に起因して、個人被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、個人被保険者が負担する法律上の損害賠償責任に基づく賠償金をいいます。	タイプ毎の保険期間中 総支払限度額 ※身体障害・財物損壊等争訟費用に起因する 損害については、タイプ毎の保険期間中総支 払限度額の10%
	② 争訟費用 個人被保険者が行った行為(不作為を含みます。)に起因して、個人被保険者に対して損害賠償請求がなされたことに関する争訟(訴訟、仲裁、調停または和解等をいいます。)によって生じた費用(個人被保険者または法人の従業員の報酬、賞与または給与等を除きます。)で、引受保険会社が必要、有益かつ妥当と認めたものであって、引受保険会社の事前の書面による同意を得て個人被保険者が負担したものに限ります。	
	③ 損害賠償請求対応費用 個人被保険者に対して損害賠償請求がなされるおそれのある状況(ただし、損害賠償請求がなされることが合理的に予想される状況に限ります。)が発生した場合または損害賠償請求がなされた場合に、個人被保険者がその状況または損害賠償請求に対応するために負担した費用をいいます。 ※②「争訟費用」は、被保険者への損害賠償請求に関する争訟によって生じた費用が対象となる一方で、③「損害賠償請求対応費用」は、損害賠償請求がなされるおそれや、なされた場合の対応費用が保険金お支払いの対象となるため、争訟前段階の対応費用となります。	
	④ 公的調査等対応費用 公的機関からの要請に基づき法人が法人内調査を開始した場合または法人に対して公的調査が開始された場合に、個人被保険者がその公的調査に対応するために負担した費用をいいます。	タイプ毎の保険期間中 総支払限度額
	⑤ 刑事手続対応費用 日本国外において、個人被保険者に対して刑事手続が開始された場合に、個人被保険者がその刑事手続に対応するために負担した費用をい、個人被保険者が保釈条件に違反したときに刑事手続を管轄する裁判所が要求する金額に関し、その支払を保証するために発行する保釈保証書その他の金融商品にかかる保証料または手数料(保証金その他の担保は除きます。)を含みます。	
	⑥ 財産または地位の保全手続等対応費用 日本国外において、個人被保険者に対して財産または地位の保全手続等が開始された場合に、その手続等がなされることを防ぐために個人被保険者が負担した費用をい、個人被保険者がその手続等に関して確認判決または差止命令を請求する法的手続を行うために負担した費用を含みます。	
	⑦ 信頼回復広告費用 個人被保険者に対して損害賠償請求または刑事手続がなされた場合であって、その損害賠償請求または刑事手続についての最終的な司法判断において個人被保険者に責任がないと認定されたときに、個人被保険者の評価または評判への影響を最小化する目的で、個人被保険者に責任がないと認定されたことを周知させるために個人被保険者が負担した費用をいいます。	500万円
	⑧ 法人補償 (保険期間中に「役員に関する補償」に規定する対象事由が発生した場合に限り、保険金をお支払いします) 役員が被る損害について、法人が、法律、契約または定款等の規定に基づいて適法に、役員に対して補償を行ったことにより、法人が被る損害に対して、保険金をお支払いします。	タイプ毎の保険期間中 総支払限度額

補償項目		補償の概要 (保険期間中に「対象事由(下線部)」が発生した場合に限り、保険金をお支払いします。)	保険期間中 支払限度額
法人 費 用	⑨ 法人内調査 費用	法人において、不祥事が発生した場合または発生したことが疑われる場合に、その不祥事について行う法人内調査(*)を開始した場合に、法人内調査を行うために法人が負担した費用(法人に雇用されている者に対して定期的に支払う給与、提訴請求対応費用、危機管理コンサルティング費用等を除きます。)をいいます。 (*)この保険契約の保険期間の末日の翌日以降180日が経過するまでの期間に、公的機関に対する文書による届出もしくは報告または新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、インターネットもしくはこれらに準じる媒体による発表または報道により、その調査を行ったことを公表したものに限ります。	1,000万円
	⑩ 第三者委員会設置・活動費用	法人が第三者委員会を設置した場合に、第三者委員会の活動、調査または報酬のために、法人が負担した費用(法人に雇用されている者に対して定期的に支払う給与、監督官庁による定期的な検査への対応費用や調査費用等を除きます。)をいいます。	M1、M2：5,000万円 M3：3,000万円 M4：1,000万円
	⑪ 提訴請求対応費用	提訴請求がなされるおそれのある状況(ただし、提訴請求がなされることが合理的に予想される状況に限ります。)が発生した場合または提訴請求がなされた場合に、法人がその状況または提訴請求に対応するために負担した費用をいい、法人が役員の責任追及等の訴えを提起しない理由を社員に通知するためには負担した費用を含みます。	
	⑫ 改善報告書等作成費用	法人に対して改善報告書等の提出請求がなされた場合に、法人が改善報告書等を作成するために負担した費用をいいます。	
	⑬ 危機管理コンサルティング費用	法人に対する提訴請求がなされた場合または個人被保険者に対する社員代表訴訟が提起された場合に、その法人の評判に対する影響を最小化するための対策につき、コンサルティング業者から支援、指導または助言を得るために法人が負担した費用をいいます。ただし、法人に対する提訴請求がなされた時からその翌日以降180日が経過するまでの期間に負担した費用に限ります。	
	⑭ 危機管理対策実施費用	法人に対する提訴請求がなされた場合または個人被保険者に対する社員代表訴訟が提起された場合に、コンサルティング業者による支援、指導または助言に基づき、その法人の評判に対する影響を最小化するための対策を講じるために法人が負担した費用であって、次のいずれかに該当するものをいいます。ただし、法人に対する提訴請求がなされた時からその翌日以降180日が経過するまでの期間に負担した費用に限ります。 ア. 法人に対する提訴請求または個人被保険者に対する社員代表訴訟がなされた原因または対応を説明するために行う新聞、テレビ、ラジオ、雑誌、インターネットまたはこれらに準じる媒体による会見、報道、発表または広告の費用 イ. 社員等の利害関係者に対して書面を発送する郵送の費用 ウ. アおよびイのほか、引受保険会社の同意を得て負担した費用	タイプ毎の保険期間中 総支払限度額
	⑮ 訴訟告知受理に関する公告・通知費用	(提訴請求が提起された場合) 一般社団・財団法人法その他の法令の規定に基づき、法人が役員に対する社員代表訴訟の訴訟告知を受理したことを公告し、または社員に通知するために法人が負担した費用をいいます。	
	⑯ 法人補助参加調査費用	(提訴請求が提起された場合) 法人が補助参加(日本国内において個人被保険者に対して提起された社員代表訴訟に対し、一般社団・財団法人法その他の法令の規定に基づき、各監査役等の同意を得て、個人被保険者を補助するために法人が訴訟参加することをいいます。)すべきかどうかについて調査を行うために法人が負担した費用をいいます。	
	⑰ 法人補助参加費用	(提訴請求が提起された場合) 法人が補助参加することによって法人が負担した争訟費用をいいます。	
	⑱ 文書提出命令対応費用	(提訴請求が提起された場合) 法人が補助参加した場合に、裁判所からの文書提出命令に対応するために法人が負担した費用をいいます。	
	⑲ 役員に対する責任免除に関する公告・通知費用	(提訴請求が提起された場合) 一般社団・財団法人法その他の法令の規定に基づき、理事会等が役員について責任免除の決議を行ったときに、法人がその旨を公告し、または社員に通知するために法人が負担した費用をいいます。	

### 〈その他の補償〉

#### ⑳ その他の補償

##### ・緊急費用

次の条件をすべて満たす場合において、役員に関する補償・役員費用・法人補償に関する補償・法人に関する補償について、保険会社の事前の書面による同意を得ずに法人や役員が負担した費用をいいます。

- ① 被保険者が緊急性が高いと合理的に判断する状況において、被保険者がこれらの費用を負担したこと。
- ② これらの費用を最初に負担した日から起算して30日以内に保険会社の同意を求めたこと。
- ③ これらの費用が必要、有益かつ妥当なものであったとして、保険会社が事後的に同意すること。

##### ・社外役員向け上乗せ補償

社外役員について、社外役員ごとに追加支払限度額を提供します(5ページ「従来型プランとマネパケプランの比較表」の「備考欄」をご確認ください)。

##### ・役員の相続人向け上乗せ補償

役員の相続人について、役員の相続人ごとに追加支払限度額を提供します(5ページ「従来型プランとマネパケプランの比較表」の「備考欄」をご確認ください)。

#### ●保険金のお支払い方法

①~⑧⑪~⑯は、被保険者ごとに、①~⑧⑪~⑯の合計金額に対して保険金をお支払いします。ただし、すべての被保険者に対してお支払いする保険金の額を合計して、ご加入された保険期間中の総支払限度額が限度となります。⑨は一律1,000万円、⑩はM1、M2：5,000万円、M3：3,000万円、M4：1,000万円がお支払い限度額となります。⑩のうち、緊急費用は一律500万円がお支払い限度額となります。補償項目ごとに設定される保険期間中支払限度額は、タイプ毎の保険期間中総支払限度額の内枠となります。⑯のうち、社外役員向け上乗せ補償、役員の相続人向け上乗せ補償のお支払い限度額は5ページ「従来型プランとマネパケプランの比較表」に記載の社外理事・社外監事への上乗せ支払、相続人への上乗せ支払の備考欄をご確認ください。

# 保険金をお支払いできない主な場合

この保険では、次の事由による損害に対しては、保険金をお支払いできません。

(※ここでは主な場合のみを記載しております。また、初期対応費用については、一部要件が異なる部分がございます。詳細につきましては、保険約款をご確認いただくか、取扱代理店までお問い合わせください。)

## 従来型

**次の事由について、保険金をお支払いするかどうかの判断は、個人被保険者ごとに個別に行います。**

- ・被保険者が私的な利益または便宜の供与を違法に得たことに起因する損害賠償請求
- ・被保険者の犯罪行為(刑を科せられるべき違法な行為をいい、時効完成等によって刑を科せられなかった行為を含みます。)に起因する損害賠償請求
- ・法令に違反することを被保険者が認識しながら(認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。)行った行為に起因する損害賠償請求
- ・被保険者に報酬、賞与その他の職務執行の対価が違法に支払われたことに起因する損害賠償請求

等

**次の事由については、保険金をお支払いするかどうかの判断を、被保険者ごとに個別には行わず、すべての被保険者に対して保険金をお支払いしません。**

- ・過去に法人の役員(管理職従業員を除きます。)であった者からなされた損害賠償請求
- ・被保険者である役員(退任した役員を含み、管理職従業員を除きます。)の配偶者、六親等内の血族または三親等内の姻族からなされた損害賠償請求
- ・遡及日(※)より前に行われた行為またはその行為に関連する他の行為に起因する一連の損害賠償請求  
(※)遡及日とは、全国シルバーセンター事業協会団体制度開始日である平成23年4月1日の10年前応当日である平成13年4月1日をいいます。
- ・初年度契約の保険期間の初日より前に法人に対して提起されていた訴訟およびその中で申し立てられた事実またはその事実に関連する他の事実に起因する一連の損害賠償請求
- ・この保険契約の保険期間の初日において、被保険者に対する損害賠償請求がなされるおそれがある状況を保険契約者またはいずれかの被保険者が知っていた場合(知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。)に、その状況の原因となる行為またはその行為に関連する他の行為に起因する一連の損害賠償請求
- ・この保険契約の保険期間の初日より前に被保険者に対してなされていた損害賠償請求の中で申し立てられていた行為またはその行為に関連する他の行為に起因する一連の損害賠償請求
- ・身体障害・精神的苦痛・財物損壊等・人格権侵害についての損害賠償請求。(ただし、雇用関連賠償責任追加担保特約を付帯することにより、労働者に対する差別的・不利益な取扱いやセクハラ・パワハラ・マタハラ等の侵害行為について役員が損害賠償請求された場合に、本免責事項を一部復活担保することができます。)

## マネパケ

### 次の事由について、保険金をお支払いするかどうかの判断は、個人被保険者ごとに個別に行います。

- ・被保険者が私的な利益または便宜の供与を違法に得たことに起因する対象事由
- ・被保険者の犯罪行為(刑を科せられるべき違法な行為をいい、時効の完成等によって刑を科せられなかった行為を含みます。)に起因する対象事由
- ・法令に違反することを被保険者が認識しながら(認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。)行った行為に起因する対象事由
- ・この保険契約の保険期間の初日において、被保険者が対象事由が発生するおそれのある状況(ただし、対象事由が発生することが合理的に予想される状況に限ります。)を知っていた(知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。)場合に、その状況の原因となる行為に起因する一連の対象事由 等

### 次の事由については、保険金をお支払いするかどうかの判断を、被保険者ごとに個別には行わず、すべての被保険者に対して保険金をお支払いしません。

- ・遡及日(※)より前に行われた行為に起因する一連の対象事由

(※)遡及日とは、全国シルバーセンター事業協会団体制度開始日である平成23年4月1日の10年前応当日である平成13年4月1日をいいます。

- ・初年度契約の保険期間の初日より前に法人に対して提起されていた訴訟およびこれらの訴訟の中で申し立てられた事実またはその事実に関連する他の事実に起因する一連の対象事由
- ・この保険契約の保険期間の初日より前に発生していた対象事由の中で疑われていた、または申し立てられていた行為に起因する一連の対象事由
- ・身体障害、精神的苦痛、財物損壊等、人格権侵害についての損害賠償請求(\*1)(\*2)(\*3)

(\*1)個人被保険者が身体障害・財物損壊等争訟費用を負担することによって被る損害(個人被保険者本人の直接の行為により発生した損害を除きます。)については補償対象です。

(\*2)個人被保険者に対して雇用関連損害賠償請求がなされたことによって被る損害(法律上の損害賠償金・争訟費用に限ります。)については補償対象です。

ただし、侵害行為のうちセクハラ、パワハラ等の行為を行った個人被保険者本人に対してなされた雇用関連損害賠償請求に起因する損害は、補償対象外です。

(\*3)法人内調査費用または第三者委員会設置・活動費用による損害は補償対象です。

- ・個人被保険者である役員(退任した役員を含み、管理職従業員を除きます。)の配偶者、六親等内の血族または三親等内の姻族からなされた損害賠償請求

# 特約条項の説明

※共通…**共通**、従来型のみ…**従来型**、マネパケプランのみ…**マネパケ**

※各特約条項の詳細につきましては、代理店全福サービスホームページに掲載の会社役員賠償責任保険普通保険約款・特約条項をご確認ください。

## 共通 制裁等に関する特約条項

保険金の支払いを行うことにより引受保険会社が次の制裁、禁止、規制または制限を受けるおそれがある場合は、その損害等に対しては保険金を支払わないことを明確化する特約条項。

- ① 國際連合の決議に基づく制裁等
- ② 欧州連合、日本国、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国またはアメリカ合衆国の貿易または経済に関する制裁等
- ③ ①または②以外の制裁等

## 共通 サイバーインシデント損害担保特約条項

サイバー攻撃(注1)を含むサイバーインシデント(注2)に起因する損害または損失について、補償対象に含むことを明確にする特約条項。

(注1)サイバー攻撃とは、次の事象をいいます。

コンピュータシステムへのアクセスまたはその処理、使用もしくは操作に関して行われる、正当な使用権限を有さない者による不正な行為または犯罪行為(正当な使用権限を有する者が、有さない者に加担して行った行為を含みます。)をいい、次の行為を含みます。

- ア. コンピュータシステムへの不正アクセス
  - イ. コンピュータシステムの機能の停止、阻害、破壊または誤作動を意図的に引き起こす行為
  - ウ. マルウェア等の不正なプログラムもしくはソフトウェアの送付またはインストール(他の者にソフトウェアをインストールさせる行為を含みます。)
  - エ. コンピュータシステムで管理される磁気的または光学的に記録されたデータの改ざん、またはそのデータを不正に入手する行為

(注2)サイバーインシデントとは、次の①・②の事象をいいます。

- ①サイバー攻撃により生じた事象
- ②サイバー攻撃以外の事由により生じた次の事象
  - (ア)不測の事由により生じた、ソフトウェアまたは磁気的もしくは光学的に記録されたデータの滅失、破損、書換え、消失または流出
  - (イ)不測の事由により生じた、コンピュータシステムへのアクセスの制限
  - (ウ)不測の事由により生じた、コンピュータシステムの機能の停止、誤作動または不具合。ただし、(ア)および(イ)を除きます。
  - (エ)コンピュータシステムの誤った処理、使用または操作により生じた事象。ただし、(ア)から(ウ)までを除きます。

従来型

## 先行行為担保特約条項

(マネパケでは標準補償となります。)

この特約条項により、遡及日を指定した期日に遡って補償期間を開始する。

※遡及日は初年度契約始期日の10年前応当日とする。

従来型

## 被保険者追加特約条項(管理職従業員用)

(マネパケでは標準補償となります。)

一般社団・財団法人法上の役員である理事、監事以外に、「事務局長」および「管理職従業員」を被保険者に含めることを規定する特約条項。

従来型

## 初期対応費用担保特約条項

(マネパケでは標準補償となります。)

本特約条項では、役員に対して実際に訴訟が提起されていなくても、損害賠償請求がなされるおそれのある状況が発生した場合に、役員が支出した弁護士相談費用や、各種内部費用を補償することができる。

保険期間中総支払限度額が限度となる。(基本補償の支払限度額と共有)

※引受保険会社が承認した社会通念上妥当な費用に限ります。

従来型

## 訴訟対応費用担保特約条項

(マネパケでは標準補償となります。)

役員に対して日本国内において訴訟が提起された場合に、文書提出命令、当事者照会、争点整理手続の整備等に対応するために役員が支出した費用のうち、基本契約では対象外であった費用(主として人件費)を補償する特約条項。

保険期間中総支払限度額が限度となる。(基本補償の支払限度額と共有)

※引受保険会社が承認した社会通念上妥当な費用に限ります。

従来型

## 雇用関連賠償責任追加担保特約条項(オプション)

(マネパケでは標準補償となります。)

シルバーリングセンター職員等に対する労働条件についての差別的・不利益な取扱いや、パワハラ・セクハラ・マタハラ等の侵害行為により発生した事故(精神的苦痛(それに起因する身体の障害を含みます。)、口頭・文書による誹謗・中傷・他人のプライバシー侵害)について役員が、労働者(過去に労働者であった者および労働者となるための申込みを行った者ならびにこれらの者の法定相続人を含みます。)から損害賠償を請求された場合を補償対象とする特約条項。(基本補償では免責)

オプション特約の補償額は、3ページ表タイプの「保険期間中総支払限度額」と共有される。

マネパケ

## 経営責任総合補償特約条項

次の内容を総合的に補償対象とする特約条項。詳細は、6、7ページのマネパケプラン「ご提供する補償の種類」をご参照ください。

①役員に関する補償

・役員賠償責任(個人被保険者が行った行為によって個人被保険者に対して損害賠償請求がなされ、それにより個人被保険者が被る損害)

・役員費用(個人被保険者が損害賠償請求に対応する費用を負担することにより被る損害)

②法人補償に関する補償

・役員賠償責任または役員費用について、法人が適法に個人被保険者に対して補償を行うことにより法人が被る損害

③法人に関する補償

・法人費用(法人が費用を負担することにより法人が被る損害)

④その他の補償(緊急費用、社外派遣役員に関する補償等)

# 雇用関連賠償責任補償【法人版】のご説明 (マネパケプランオプション)

女性活躍・ハラスメント規制法（＊1）の施行により、事業主の賠償リスクはさらに高まっており、パワハラ防止指針（＊2）では、顧客・取引先等とのトラブル防止措置の導入も推奨されています。

（＊1）2020年6月施行。労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、女性活躍推進法、労働者派遣法が併せて改正されました。

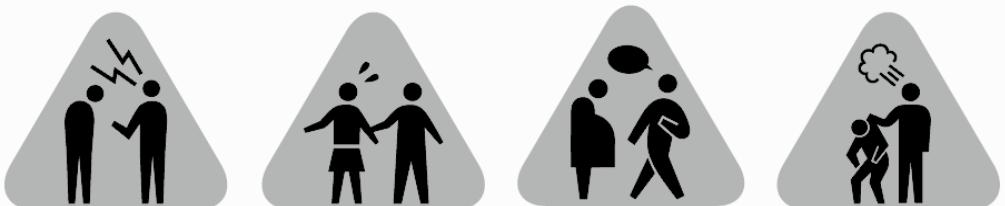
（＊2）2020年1月公表。正式名称は「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」。

## 雇用関連賠償責任補償【法人版】で備えましょう

以下のような侵害行為による、**労働者等の精神的苦痛や自由・名誉・プライバシーの侵害、雇用契約上の権利侵害等**について、事業主（法人）が負担する**法律上の損害賠償金および争訟費用等**を補償する雇用関連賠償責任補償【法人版】を新設しました！

（注）役員等が負担する場合はマネパケで補償されています。

なお、雇用関係のないシルバー人材センター正会員からの損害賠償請求は対象外です。



※労働者の採用、配置、昇進、解雇等の労働条件についての差別的・不利益な取扱い

パワハラ

セクハラ

マタハラ

不当解雇等\*

（注）パワハラ・セクハラ・マタハラについては、ハラスメントを行った**本人**が負担する賠償金や争訟費用等は補償対象外です。  
事業主や役員等が管理責任を負担することによって被る損害が補償対象となります。

## 保険金をお支払いする場合

日本国内において行われた侵害行為により発生した事故に起因して、被保険者に損害賠償請求等の請求がなされたことにより、被保険者が法律上の損害賠償責任等を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。損害賠償請求がなされた場合の支払保険金の種類は、法律上の損害賠償金・争訟費用等です（＊）。

（＊）保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求等がなされた場合が、補償対象となります。

### 加入プラン・オプション加入別の雇用関連賠償請求の補償について

加入プラン	各プランのオプション	雇用関連の賠償請求
従来型	未加入	賠償請求が役員個人にあった場合：補償対象外
		賠償請求が法人にあった場合：補償対象外
	加入 (雇用関連賠償責任保険追加担保特約)	賠償請求が役員個人にあった場合：補償対象
		賠償請求が法人にあった場合：補償対象外
マネパケ	未加入	賠償請求が役員個人にあった場合：補償対象
		賠償請求が法人にあった場合：補償対象外
	加入 (雇用関連賠償責任補償【法人版】)	賠償請求が役員個人にあった場合：補償対象 ※
		賠償請求が法人にあった場合：補償対象

（注）上表において「補償対象」となっているケースでも必ず保険金が支払われるということではありません。

個々の事例について保険会社が査定のうえ補償可否の判断を行うことになります。

「補償対象外」となっているケースについては、保険金の支払対象とはなりません。

※ 雇用関連賠償責任補償【法人版】をオプション追加していく、賠償請求が役員個人にあった場合は、マネパケプランの基本補償から優先してお支払いします。双方から重複してお支払いはいたしません。

## 社内調査や広報対応等の事故対応費用※1も補償します。

<b>事故対応費用 の内容</b>		<b>訴訟対応費用</b> 訴訟に対応するための文書の作成費用、人件費等		<b>社内調査・第三者委員会設置費用</b> 社内調査を行うための費用、第三者委員会の活動・調査の費用等
		<b>初動対応費用</b> 事故状況の保存・記録の費用、精神的被害を受けた被害者に対する見舞費用等		<b>広報対応費用</b> マスメディアを通じて事故に関する説明・謝罪を行うための費用等

※1 KI・KII両プラン共にP.3記載の「保険期間中総支払限度額」とは別に1千万円が1事故・保険期間中の支払限度額となります。

## 保険金のお支払い方法

損害賠償金・訴訟費用等の合算額に対し、支払限度額が限度となります。  
支払限度額は、P.3記載のプラン表に記載の通りです。

## 保険金をお支払いしない主な場合

直接であるか間接であるかにかかわらず、次の事由に起因する損害に対しては、保険金をお支払いできません。

- ①ご契約者・被保険者の故意（＊）
- ②戦争、変乱、暴動、騒じょう、労働争議（ただし、侵害行為については、労働争議に起因する損害も保険金のお支払い対象となります。）
- ③地震、噴火、洪水、津波または高潮
- ④被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
- ⑤被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任
- ⑥被保険者と同居する親族に対する賠償責任（＊）
- ⑦排水または排気（煙を含みます。）に起因する賠償責任
- ⑧遡及日（初年度契約の始期日。以下同様とします。）より前に行われた次の侵害行為
  - a.不当な解雇または事実上もしくは契約上の不当な雇用関係の終了（黙示の契約に対する違反行為を含みます。）
  - b.不当に雇用しない行為（派遣社員に対する雇止めを含みます。）
- ⑨遡及日より前に被保険者に対して提起されていた訴訟およびこれらの訴訟の中で申し立てられた事実と同一または関連する事実
- ⑩この保険契約の保険期間の初日において、侵害行為に起因する損害賠償請求がなされるおそれを被保険者が知っていた場合（知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）は、その侵害行為
- ⑪被保険者もしくは労働者によって、または被保険者の了解もしくは同意に基づいて行われた犯罪行為（過失犯を除きます。）（＊）
- ⑫法令に違反することを被保険者が認識しながら（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）行った侵害行為（＊）
- ⑬他人の身体障害（精神的苦痛に起因する労働者等の身体障害を除きます。）
- ⑭他人の財物の損壊、紛失、盗取もしくは詐取
- ⑮労働争議または団体交渉において合意された事項。ただし、記名被保険者の労働組合またはこれに類似するその他の社内組織以外の者から申立てを受けた場合に、被保険者が争訟費用、損害防止軽減費用、緊急措置費用または協力費用を負担することによって被る損害を除きます。
- ⑯労働者等（過去に労働者であった者およびその法定相続人を含みます。）以外の者からなされた損害賠償請求
- ⑰侵害行為のうちハラスマントを行った被保険者本人に対してなされた損害賠償請求
- ⑱被保険者の支払不能、解散、清算または破産手続、民事再生手続、会社更生手続、特別清算手続その他の倒産手続の開始に起因する損害賠償請求
- ⑲サイバー攻撃

等

（＊）この免責事由の適用に関する判断は被保険者ごとに個別に行われます。

## サービスのご案内

無料

マネパケオプションにご加入いただくと、以下のサービスをご利用いただけます。

Web学習  
支援サービス



貴社従業員が「ハラスマント」「メンタルヘルスケア」等のテーマについてWeb上で学習できるサービスです。社内の雇用トラブル等のリスクの低減にお役立てていただくことができます。

※上記サービスは、東京海上日動の提携会社を通じて提供します。ご利用方法等の詳細につきましては、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。  
※サービスの内容は、変更・中止となる場合があります。

# (補足)用語の説明

このご案内書で使用している用語の意味は、次のとおりです。

## 【従来型】

被保険者	この保険契約において補償を受けることができる方をいいます。
法人	次の法人をいいます。 記名法人(加入依頼書の記名法人欄に記載された法人)
役員	次の方をいいます(②の方については、自動付帯の特約条項により、「役員」とみなします。) ①一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の理事・監事(会計監査人を含みません。) ②管理職従業員(理事会決議または理事会から委任された理事により「重要な使用人」として選任された方をいい、事務局長を含みます。)
支払限度額	お支払いする保険金の上限額をいいます。
遡及日	原則、最初にご契約いただいた保険契約の保険期間の始期日の10年前応当日とします。
侵害行為	次の行為をいいます。 ア. 労働者の募集、採用、配置、昇進、教育訓練、福利厚生、定年、退職、解雇、賃金、労働時間その他の労働条件について差別的または不利益な取扱いを行うこと。 イ. 職場において行われる性的な言動に対する対応により職場の労働者に不利益を与えること、またはその性的な言動により就業環境を害すること。 ウ. 職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、労働者の就業環境を害すること。 エ. 職場において行われる労働者に対する次の事由に関する言動により、その労働者の就業環境を害すること。 (ア) 労働者の妊娠または出産 (イ) 産前・産後休業等の制度または措置の利用 (ウ) 育児休業、介護休業等の子の養育または家族の介護に関する制度または措置の利用

## 【マネパケ】

役員	会社法上の取締役、執行役、監査役または会計参与であって、法令または定款の規定に基づいて置かれたものをいい、会計監査人を含みません。なお、株式会社以外の法人においてこれらと同等の地位にあるとされる個人を含みます。
法人	この保険契約において補償を受けることができる、次の法人をいいます。 記名法人(加入依頼書の記名法人欄に記載された法人をいいます。)
社外法人	記名法人以外の法人をいいます。
雇用関連損害 賠償請求	次のものをいいます。 ア. 侵害行為のアからオまでのいずれかの行為により発生した他人の身体の障害もしくは精神的苦痛または人格権侵害に起因して、従業員等(過去に従業員であった者およびその法定相続人を含みます。)から個人被保険者に対してなされた損害賠償請求 イ. 侵害行為の力の行為により発生した他人の身体の障害もしくは精神的苦痛または人格権侵害に起因して、他者から個人被保険者に対してなされた損害賠償請求
他者	法人の取引先の従業員等業務において関わりのある者であって、従業員等以外の自然人をいいます。
侵害行為	次の行為をいいます。 ア. 従業員の募集、採用、配置、昇進、教育訓練、福利厚生、定年、退職、解雇、賃金、労働時間その他の労働条件について差別的または不利益な取扱いを行うこと。 イ. 職場において行われる性的な言動に対する従業員の対応によりその従業員に不利益を与えること、またはその性的な言動により就業環境を害すること。 ウ. 職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業員の就業環境を害すること。 エ. 職場において行われる従業員に対する次の事由に関する言動により、その従業員の就業環境を害すること。 (ア) 従業員の妊娠または出産 (イ) 産前・産後休業等の制度又は措置の利用 (ウ) 育児休業、介護休業等の子の養育または家族の介護に関する制度または措置の利用 オ. 業務における強い心理的負荷による精神障害を原因として自殺に至らせる程度の心理的負荷または業務における過重な負荷による脳血管疾患もしくは心臓疾患により死亡させる程度の負荷を従業員に与えること。 カ. 他者に対する次の行為 (ア) 人種、国籍、出身地、宗教、性または身体的特徴を理由に、商品・サービスの提供において差別的または不利益な取扱いを行うこと。 (イ) 性的な言動 (ウ) 優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えるもの
従業員等	次の者をいいます。ただし、法人の業務に関する場合に限ります。 ア. 従業員 イ. 従業員となるための申込みを行った者(法人が試験、面接、試用その他類似の採用行為を実施した者を含みます。)
身体障害・財物 損壊等争訟費用	個人被保険者に対して、他人の身体の障害もしくは精神的苦痛、財物の損壊等または人格権侵害についての損害賠償請求がなされた場合の争訟費用をいいます。 ただし、雇用関連損害賠償請求がなされたことにより個人被保険者が負担する争訟費用は含みません。
支払限度額	お支払いする保険金の上限額をいいます。
遡及日	原則として、最初にご契約いただいた保険契約の保険期間の初日の10年前応当日とします。

## 【マネパケオプション】

労働者等	労働者および労働者となるための申込みを行った者（記名被保険者が試験、面接、試用その他類似の採用行為を実施した者を含みます。）をいいます。労働者とは、使用人および事業場において記名被保険者のために労働に従事する使用人以外の者をいいます。
被保険者	この保険契約において補償を受けることができる方をいいます。
記名被保険者	被保険者のうち、この保険契約において保険証券の記名被保険者欄に記載された方をいいます。
損害賠償金	法律上の損害賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金をいい、不当解雇判決等により記名被保険者が賃金（雇用契約の終了の取扱いが行われた時からその取扱いに起因する損害賠償責任を負担することが確定した時までの賃金をいい、退職手当を含みません。）の支払責任を負担することによる支出を含みます。 ※賠償責任の承認または賠償金額の決定前に引受保険会社の同意が必要となります。
争訟費用等	争訟費用、損害防止軽減費用、緊急措置費用および協力費用をいいます。 <b>【争訟費用】</b> 損害賠償責任、地位確認等の請求または賃金等の支払請求に関する争訟において、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した弁護士費用、訴訟費用等（訴訟に限らず調停・示談なども含みます。） <b>【損害防止軽減費用】</b> 事故が発生した場合において、被保険者が他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続または既に発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために引受保険会社の同意を得て支出した費用 <b>【緊急措置費用】</b> 事故が発生し、被保険者が損害の防止軽減のために必要な手段を講じた後に賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用、または引受保険会社の同意を得て支出したその他の費用 <b>【協力費用】</b> 引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用
支払限度額	保険会社がお支払いする保険金の上限額をいいます。
免責金額	お支払いする保険金の計算にあたって、保険金のお支払対象となる損害賠償金・争訟費用等の合算額から差し引かれる金額をいいます。免責金額は、被保険者の自己負担となります。
縮小支払割合	被保険者が被った損害の額から免責金額を差し引いた金額に対して、保険会社がお支払いする保険金の割合をいいます。
侵害行為	次の行為をいいます。 ア. 労働者の募集、採用、配置、昇進、教育訓練、福利厚生、定年、退職、解雇、賃金、労働時間その他の労働条件について差別的または不利益な取扱いを行うこと。 イ. 職場において行われる性的な言動に対する労働者の対応によりその労働者に不利益を与えること、またはその性的な言動により就業環境を害すること。 ウ. 職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、労働者の就業環境を害すること。 エ. 職場において行われる労働者に対する次の事由に関する言動により、その労働者の就業環境を害すること。 (ア)労働者の妊娠または出産 (イ)産前・産後休業等の制度または措置の利用 (ウ)育児休業、介護休業等の子の養育または家族の介護に関する制度または措置の利用

# シルバー人材センターにおける想定事故事例

## 共 通

- ◆ 事務担当者が会員の個人情報が入ったノートパソコンを外部に持ち運んだことで紛失してしまい、会員の個人情報漏洩が起こってしまった。センターの個人情報取り扱いにおける管理徹底がされていなかったことが問題であり、理事の善管注意義務違反にあたるとして、会員より代表訴訟を提起された。
- ◆ 行政から助成金を得て業務遂行をしたが、その後助成金の使途が違法であるとして、行政より返還を求められた。助成金の使途の意思決定者であった理事長だけでなく、他の理事についても監視義務違反として、会員より代表訴訟を提起された。

## 従来型プランのオプション付帯の場合・マネパケプラン

- ◆ 従業員が上司からパワーハラスメントを受けていたことについて、法人役員が損害賠償請求を提起された。  
(注) パワーハラスメント等の侵害行為を行った法人役員自身に対してなされた損害賠償責任については免責。

## マネパケプランのみ

- ◆ 会員同士のいじめが原因で退会した会員から、健全な職場環境を構築維持する義務を怠ったとして、理事に対する損害賠償請求訴訟が提起された。対応のために、第三者委員会の設置やセンター内の調査等を行った。
- ◆ 従業員が業務中に急性心筋梗塞を発症し死亡した。従業員の死亡は長時間労働による身体的精神的な過重負担が原因であり、安全配慮義務を怠った役員の過失であるとして、遺族から役員に対する損害賠償請求が提起された。

## マネパケオプション

- ◆ 上司からのパワハラにより精神的苦痛を受けたとして、従業員から法人に対して損害賠償を請求された。
- ◆ 不当な理由で解雇されたため名誉をき損されたとして、元従業員から損害賠償を請求された。  
(注) パワーハラスメント等の侵害行為を行った法人役員自身に対してなされた損害賠償責任については免責。

# 社団法人等の役員の法的責任

法  
人  
役  
員

(本保険の被保険者)

## 保険の対象【従来型】

社 員

一般社団・財団法人法  
第278条：「社員代表訴訟」

第三 者

一般社団・財団法人法第117条：  
悪意・重過失・虚偽記載等  
に関する責任 等  
民法第709条：不法行為

## 保険の対象【マネパケプラン】

社 員

一般社団・財団法人法  
第278条：「社員代表訴訟」

第三 者

一般社団・財団法人法第117条：  
悪意・重過失・虚偽記載等  
に関する責任 等  
民法第709条：不法行為

社団法人等

一般社団・財団法人法  
第111条ほか：  
役員等の社団法人に対する責任  
(任務懈怠、利益相反取引等)  
民法第415条：債務不履行

・監事  
・理事  
・管理職  
・従業員

## ①社員から役員に対する賠償請求の根拠

- ◆一般社団・財団法人法第278条：「社員代表訴訟制度」に関して規定しています。

社団法人が役員等に対して有する損害賠償請求の権利を、社員が社団法人に代わって社団法人のために行使する制度です。社員は、社団法人に対して役員等への提訴を請求し、60日以内に提訴がなされない場合は、自らが役員等を訴えることが可能です（社員自身の損害の賠償請求は第三者請求となります。）。

## ②第三者から役員に対する賠償請求の根拠

- ◆一般社団・財団法人法第117条：次の場合について役員等の特別の責任を規定しています。

◎悪意・重過失によって第三者に損害を与えた場合

◎計算書類・事業報告などの重要事項に虚偽記載を行った場合（役員等が無過失を立証しなければ責任を免れません。）等

- ◆民法第709条：不法行為による損害賠償について規定しています（役員の行為によって第三者が損害を被った場合は、本条による請求があり得ます。）。

## ③社団法人等から役員に対する賠償請求の根拠

- ◆一般社団・財団法人法第111条・第116条：次の場合について役員等の特別の責任を規定しています。

◎任務懈怠の場合

◎利益相反取引の場合 等

- ◆民法第415条：債務不履行による損害賠償について規定しています（役員が職務の遂行にあたり、善管注意義務や忠実義務に違反し、社団法人に損害を与えた場合は、債務不履行の一般原則によって賠償義務を負うこととなります。）が、この保険では、貴法人から役員（被保険者）に対してなされた損害賠償請求に起因する損害に対しては、保険金をお支払いできません。

# Q&A

Q1. 法人法第113条第1項（責任の一部免除）において、役員が無報酬である場合、金銭的責任は免れると思うが、この保険に加入する必要性があるのか？

A1. 法第113条第1項については、第111条第1項の役員等の一般社団法人に対する賠償責任に関する条項となっており、会員や第三者に対する賠償責任は適用対象外となります。  
当保険は、第三者からの損害賠償請求や社員代表訴訟に対する備えです。

Q2. 保険料は全額法人が負担（損金処理）できるのか？

A2. できます。また一般社団法人が、一般社団・財団法人法の規定（第118条の3）に基づき、D&O保険の加入に係る理事会決議をした上で、保険料の全額を負担した場合には、役員個人に対する給与課税が行われることはありません。（（公社）全国シルバー人材センター事業協会から、国税庁への確認内容に基づく）

Q3. 訴訟の対象が法人（センター・連合）の場合は、補償の対象になりますか？

A3. 本保険は、「役員（個人）」を補償対象とする保険です。よって、訴訟の対象が法人（センター・連合）の場合は、対象外となります。ただし、マネパケプランの新オプションでは、法人に対する損害賠償請求も対象となります。

Q4. マネパケプランにオプションを追加して加入する場合、別途法人法第118条の3に定める理事会の決議が必要か？

A4. マネパケプランへの加入の際に、法人法第118条の3に定める理事会の決議が必要ですが、別途オプション加入のために理事会で決議をいただく必要はございません。なお、マネパケプランのオプション（雇用関連賠償責任補償【法人版】）のみのお申込みはできません。

# Memo

- ・会社役員賠償責任保険 重要事項説明書
- ・D&Oマネジメントパッケージ 重要事項説明書
- ・雇用関連賠償責任保険（雇用関連賠償責任補償【法人版】）重要事項説明書

は、右記二次元コードより読み取りの上ご確認ください。

または、全福サービスのホームページ

(URL : <https://www.zenpuku.co.jp/silver01.html#main>) に掲載の重要事項説明書等にて  
ご確認ください。



このパンフレットは役員賠償責任保険および雇用関連賠償責任保険の内容についてご紹介したものです。詳細は、保険会社よりご契約者である(公社)全国シルバー人材センター事業協会様にお渡ししております保険約款によります。保険約款内容の確認をご希望される場合には、団体までご請求ください。

また、役員賠償責任保険および雇用関連賠償責任保険の内容について、ご不明の点がありましたら代理店または保険会社までお問い合わせください。

## 一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター（指定紛争解決機関）

東京海上日動火災保険(株)は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

東京海上日動火災保険(株)との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。

詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。  
(<https://www.sonpo.or.jp/>)



0570-022808

通話料  
有料

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

受付時間:平日 午前9時15分～午後5時

(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)